

年会費制

NEW

キャッスル会員 新規会員募集

東条の森CCの3コースが利用できる!!

東条
コース



大蔵
コース



宇城
コース



特典

入会日当日1Rプレーフィ無料!

※利用税・振興基金(20円)・KGU協力金(30円)・食事代・個人購入分別途

個人1名記名式

◆年会費／平日会員 **15,000円**(消費税別途)

全日会員 **30,000円**(消費税別途)

◆有効期間／入会日より翌年の同月末迄有効

◆プレー料金／平日 **5,130円**(食事付)

土日祝 【東条】 **8,030円**

【大蔵・宇城】 **7,030円**

※1Rセルフプレーフィ(消費税・利用税・振興基金(20円)・KGU協力金(30円)別途)

※2Bは別途割増料金発生。

※プレーの優先予約券はございません。一般の方と同じ予約開始日となりますのでお早めにご予約ください。



東条の森カントリークラブ

<http://www.tcc63.co.jp/>

東条コース・大蔵コース

〒673-1325 兵庫県加東市大畑1071-7-2

TEL.0795-46-1301 FAX.0795-46-1307

宇城コース

〒673-1325 兵庫県加東市大畑1071-20

TEL.0795-46-0300 FAX.0795-46-0388

年会費制「キャッスル会員」入会申込書 FAX.0795-46-0388

お名前		勤務先 役職	
生年月日	年 月 日		
ご住所	〒 -		通信連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
ご勤務先ご住所	〒 -		通信連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
ご連絡先	TEL - - 携帯 - -	FAX - -	
	メールアドレス @		
申込会員種別	お申し込みになる会員を <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 全日会員 <input type="checkbox"/> 平日会員		

《年会費制会員規約》

1. 目的
年会費制会員は、ゴルフを通じエチケット・マナーの向上に努めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
2. 年会費制会員
年会費制会員とは、本規約を承認の上で所定の入会手続きを行い、且つ年会費の払込を完了した個人をいいます（以下「会員」という）。
会員は、コースが定める会員優待料金にてプレーができるもので、コースの経営、優先的プレー権等いわゆるメンバーコースにおける権利は有しない。
3. 年会費
年会費制会員入会希望者は、所定の入会手続きを行い、入会承認後一週間以内に年会費の払い込みを完了しなければならない。
会員の種別は年次会員で、その有効期限は、入会承認月から一カ年とする。
また、年会費は理由の如何にかかわらず返還致しません。年会費は経済情勢の変動等により変更する場合があります。
4. 会員資格有効期間
会員の資格の有効期間は入会日の翌年の同月末までとします。
5. 会員証
①会員は年会費の納入と引き換えに会員証を発行します。
②会員はプレーの際、必ず会員証をフロントへ呈示するものとします。呈示がない場合は、その特典を受ける事ができません。
③会員証は記載された本人のみが利用でき、これを他人に譲渡もしくは貸与することはできません。
④会員証を紛失又は盗難された場合、再発行はできません。
6. 予約
ご予約の際には、年会費制会員である旨、お申し出下さい。
プレーの優先予約権はございません。一般の方と同じ予約開始日となります。
予約にキャンセルにつきましては、1週間前よりお一人様平日1000円（税別）・土日祝2000円（税別）のキャンセル料を頂戴いたします。
7. 退会
会員はその申出により何時でも退会できます。この場合は会員証を返還しなければなりません。
8. 会員資格の取り消し
会員が次の各項に該当するときは、本事務局はその資格を一旦停止、又は除名する事ができるものとします。
①本規約及びゴルフ利用約款に違反したとき。
②ゴルフ場の名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき。
③入会后、暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等であると判明したとき。
④暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等と同伴プレーや紹介したとき。
⑤会員証を本人以外が使用したとき。
⑥その他本事務局において、処分が必要と判明する行為があったとき。
9. 資格の消失
会員は次の場合にその資格を失います。
①資格の有効期限が満了したとき。
②退会・除名・死亡したとき。
10. 会員情報
会員情報は、会社及び本事務局において共有し、双方かた情報を無償で提供します。
11. 会員の義務
会員は次の義務を負う。
①ゴルフ利用約款、キャッスル会会則、エチケット、マナーを遵守すること。
②会員相互の友好を心がけ、他の会員、プレーヤーに迷惑となる行為はしないこと。
12. その他
その他本規約に定めない事項については本事務局において別に定めます。また、規約はその年によって改定することがあります。